

奈良市老人福祉計画 及び第7期介護保険事業計画

(奈良市地域包括ケアシステム推進計画)



平成30年3月

奈良市

はじめに

わが国は、世界に類を見ないスピードで高齢化が進んでおり、平成37年（2025年）には高齢化率が30.3%に達し、国民の約3.2人に1人が高齢者となる社会が到来すると予測されています。

介護保険制度が施行された平成12年（2000年）奈良市においては、約22,000人であった75歳以上の後期高齢者人口が、「団塊の世代」がすべて後期高齢者になる平成37年（2025年）には、約68,000人になることが見込まれています。

この制度も創設から18年が経ち、介護サービス利用者は3倍を超え、介護を必要とする高齢者の支えとして定着してまいりました。しかし、制度の定着とともに、介護保険の総費用も急速に増大しており、「制度の持続可能性」が課題となってきています。

このような状況の中、今回の計画では、「住み慣れた地域で誰もが安心していきいきと暮らせるまち『奈良』をめざして」を基本理念とし、自分らしく生涯健康でいきいきと暮らせるまち、地域での支えあいの中でふれあい豊かに暮らせるまち、医療や介護など連携が図れた安心して暮らせるまちの実現をめざしてまいります。

すべての市民の皆様が健康で生きがいを持ち、住み慣れた地域で安全・安心に暮らし続けていただくこと、健康寿命を延ばすことが重要となってくることから、医療・介護・福祉が一体的に提供される地域包括ケアシステムを推進するための施策に取り組んでまいります。

本計画の推進にあたりましては、行政だけではなく、市民の皆さまをはじめ関係機関や団体などが互いに連携することが大切であると考えておりますので、より一層のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、今回の計画策定にあたりまして、アンケート調査・パブリックコメント等により貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆さま、ご審議いただきました高齢者保健福祉推進協議会の委員の皆さま及び社会福祉審議会の委員の皆さまに、心から感謝申し上げます。

平成30年3月

奈良市長 仲川 哲



計画の基本的考え方

●計画の理念と2025年を見据えたまちのすがた

基本理念

本計画は、2016年（平成28年）3月に策定した「奈良市地域包括ケアシステム基本構想」（以下「基本構想」という。）の考え方を踏まえ、「奈良市版地域包括ケアシステム」を段階的に実現するための推進計画として位置づけられます。

基本構想における理念を本計画の理念として据え、中・長期的な視点に立って地域包括ケアシステムの構築をめざしとりくむものとします。

【基本理念】

「住み慣れた地域で誰もが安心していきいきと暮らせるまち『奈良』をめざして」

2025年（平成37年）に到来する超高齢社会を見据えた本市のすがた

これまでのとりくみから継続している課題や現在直面している新たな課題を踏まえ、地域包括ケアシステムが実現したまちのすがたを次のとおりとします。

- ❖ 住み慣れた地域で自分らしく生涯健康でいきいきと暮らせるまち
- ❖ 住み慣れた地域での支えあいの中でふれあい豊かに暮らせるまち
- ❖ 住み慣れた地域で医療や介護など連携が図れた安心して暮らせるまち

【地域包括ケアシステムの構成要素】



「医療」や「介護」といった専門職が提供するサービスは「葉」として表されていますが、今後の介護需要の急増に備えるためには、この葉っぱを大きく育てていかなければなりません。

植木鉢に満たされる養分を含んだ「土」に例えられる、一人ひとりの「介護予防」や、介護保険制度外の市場サービスから近隣住民の支えあいまでを含む幅広い「生活支援」が充実しなければ、専門職は専門職でなければ提供できないサービスに集中することができずに枯れてしまう可能性があります。

生活の基盤である「すまいとすまい方」が「鉢」のようにしっかりとしている必要があります。

「皿」で表されているように、これらの全ての基礎として各個人には自ら選択し、その家族を含め、心構えをもつことが求められます。

計画策定の趣旨

1 計画策定の背景

- 我が国では、高齢者の増加が諸外国に例をみないスピードで進んでおり、65歳以上人口が総人口に占める割合（高齢化率）は27.3%で、国民の約3.7人に1人が高齢者となっています。
- 団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年（平成37年）には、75歳以上の後期高齢者は2,180万人と総人口の約18%になり、介護保険サービスにかかる給付費用は大幅に膨らむと予想されています。
- このような状況を踏まえ、国ではこれまで介護保険法の改正を断続的に行い、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築をめざしています。

2 計画策定の趣旨

計画の目的

高齢者を取り巻く背景や国の施策の動向を踏まえ、奈良市においても、地域包括ケアシステムの構築に向けたとりくみの推進が一層重要となっています。

本市では、2025年（平成37年）以降の高齢化のピークを踏まえ、「奈良市老人福祉計画及び第6期介護保険事業計画」を2015年（平成27年）3月に策定し、「住み慣れた地域で誰もが安心していきいきと暮らせる地域包括ケアシステムをめざして」を基本理念に据え、「奈良市版地域包括ケアシステム」の構築に向け施策を推進してきました。

これまでのとりくみを引き継ぎながら、すべての高齢者が住み慣れた地域において、生きがいをもって、安心して暮らすことができる地域社会の実現をめざし、「奈良市老人福祉計画及び第7期介護保険事業計画」（以下「第7期計画」または「本計画」という。）を策定するものです。

計画の法的位置づけ

本計画は、老人福祉法第20条の8に定める「老人福祉計画」と介護保険法第117条に定める「介護保険事業計画」とともに、健康増進法に基づく施策などを併せ、一体的に策定するものです。

老人福祉計画は介護を必要とする高齢者だけでなく、本市のすべての高齢者を対象とする、高齢者福祉全般にわたる総合的な計画であり、介護保険事業計画は、2018年度（平成30年度）から2020年度（平成32年度）までの3年間の介護保険サービスなどの必要量及び給付費を見込み、サービスの円滑な実施を図るとともに、サービス提供体制の確保及び適正な運営を実現するための計画です。

3 計画の期間

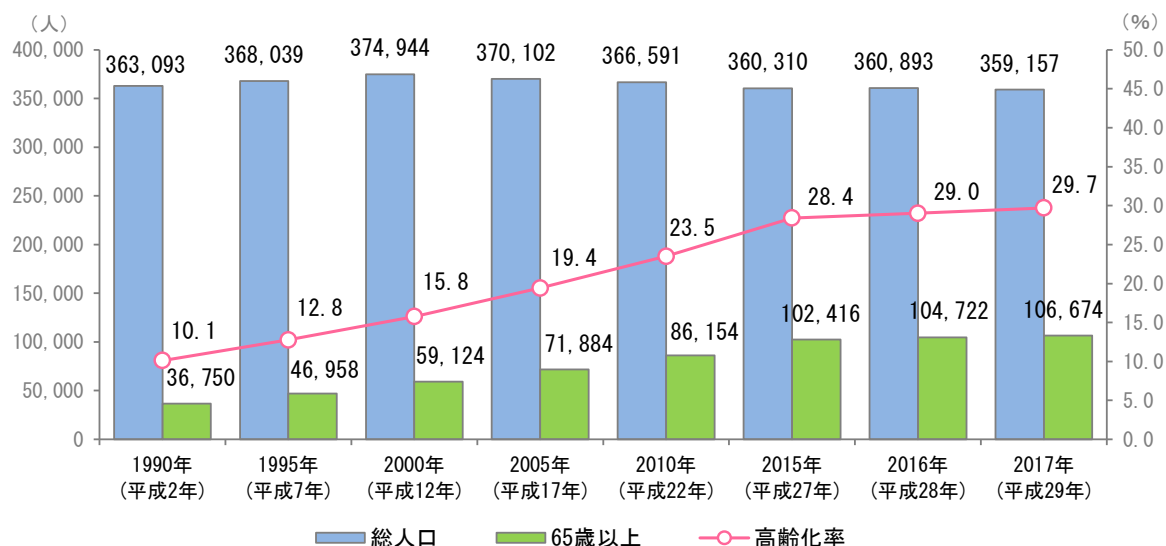
本計画は、2018年度（平成30年度）から2020年度（平成32年度）までの3年間を計画期間とし、介護保険料の改定、高齢者の生活実態・意向や社会情勢の変化に対応するため、3年ごとに見直し改定します。

また、第6期計画で開始した地域包括ケアシステムの構築のための方向性を継承し、2025年（平成37年）までの高齢者の動向を見据え、中長期的な視点に立ち施策を展開します。

奈良市の高齢者を取り巻く状況

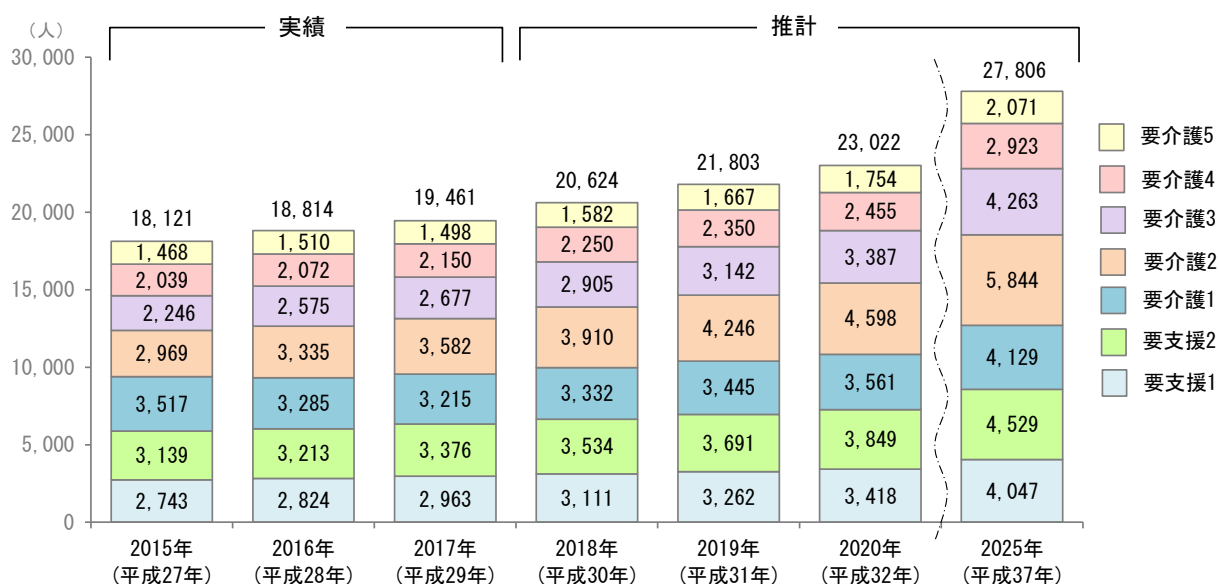
高齢者人口と高齢化率

■ 高齢化率の推移 ～高齢化率は年々上昇し、現在は市民の3.4人に1人が高齢者～



要支援・要介護認定者数

■ 要支援・要介護認定者数の推移 ～要介護2以上の認定者数が増え重度化がすすむ～



施策の展開

計画の体系

推進施策	施策の方向	具体的なとりくみ
1 生涯を通じた 健康・生きがい づくり	〔1〕健康の保持・増進	(1) 健康に関する知識の普及・啓発 (2) 介護予防 (3) 健康診査(各種検診)の受診促進や保健指導の推進
	〔2〕生きがいづくりへの支援	(1) 高齢者の生きがい活動への支援 (2) 万年青年クラブ活動への支援 (3) 高齢者の就労支援 (4) シルバースポーツの普及
2 地域における 包括的な支援 体制づくり	〔1〕高齢者の生活を総合的に支援する体制づくり	(1) 介護予防・日常生活総合支援事業の推進 (2) 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置 (3) 地域ケア会議の推進 (4) 家族介護者への支援の充実 (5) 地域みまもりサポート制度の構築 (6) 防火・防災・防犯対策の推進 (7) 住まいや暮らしの環境に関する安全・安心の確保
	〔2〕地域福祉関係機関との連携体制	(1) 市社協との連携 (2) 民生委員・児童委員との連携 (3) ボランティアとの連携
	〔3〕地域包括支援センターの機能強化	(1) ネットワークの推進とコーディネート力の向上 (2) 地域包括支援センター職員の資質向上
	〔4〕在宅医療・介護連携の推進	(1) 在宅医療・介護に関する相談体制 (2) 関係機関と連携した在宅療養生活の体制整備
	〔5〕認知症施策の充実	(1) 認知症に関する理解促進 (2) 認知症の人と家族への支援 (3) 認知症の早期発見・早期対応のための体制の推進
3 高齢者の尊厳 への配慮と 権利擁護の推進	〔1〕高齢者虐待防止へのとりくみの推進	(1) 高齢者虐待防止ネットワークの推進 (2) 虐待防止のための啓発の推進 (3) 施設における虐待の防止
	〔2〕高齢者の権利擁護の推進	(1) 判断能力が低下した高齢者などへの権利擁護のとりくみ (2) 生活困難な高齢者に対する支援 (3) 消費者被害防止対策の推進 (4) 権利擁護センターの設置
4 適切な介護サ ービスの提供と 質の向上	〔1〕介護保険サービスの充実	(1) 居宅サービスの充実 (2) 施設・居住系サービスの提供体制の確保 (3) 地域密着型サービスの充実
	〔2〕サービスの質向上に向けたとりくみ	(1) 介護サービス事業者に対する指導・助言などの実施 (2) 介護サービスに関する苦情・相談体制の充実 (3) 介護従事者の育成・定着のための支援
	〔3〕介護保険制度の円滑な運営のための仕組みの充実	(1) 介護給付適正化の推進 (2) 低所得者などへの対策の推進 (3) 介護サービスの普及啓発の充実

推進施策1 生涯を通じた健康・生きがいづくり

〔1〕健康の保持・増進

市民一人ひとりが生涯にわたって心身ともに健やかに暮らし続けることができるよう、人生の早い時期から望ましい生活習慣を身につけ、疾病予防や介護予防にとりくむなど、主体的な健康づくりへの支援を推進します。

- 健康に関する知識の普及・啓発
- 介護予防
- 健康診査(各種検診)の受診促進や保健指導の推進

〔2〕生きがいづくりへの支援

高齢期を迎えた団塊の世代のライフスタイルや多様なニーズを踏まえるとともに、高齢者が培ってきた経験や知識を生かした社会参加、社会貢献活動などの充実を図り、高齢者などが自分らしく生きがいを持てる地域づくりを推進します。

- 高齢者の生きがい活動への支援
- 万年青年クラブ活動への支援
- 高齢者の就労支援
- シルバースポーツの普及



推進施策2 地域における包括的な支援体制づくり

〔1〕高齢者の生活を総合的に支援する体制づくり

ひとり暮らしや要介護高齢者など日常的に生活支援が求められる高齢者が住み慣れた地域で、可能な限り在宅に重点を置いて自立した生活を送ることができるよう、在宅生活を包括的に支援するための対策や体制の充実を図ります。

また、2017年(平成29年)に本市が策定した「第3次奈良市地域福祉計画」と市社協が策定した地域住民や民間団体の自主的・自発的な福祉の活動計画である「第2次奈良市地域福祉活動計画」では、「『ひと』づくり」(地域生活を支える人づくり)、「『ネット』づくり」(課題を深刻化させない連携づくり)、「『こと』づくり・『場』づくり」(くらしを支えあう活動・サービスづくり)の3つを活動の大きな方向として掲げ、「ひとりぼっち^{ゼロ}プロジェクト」として、ともに支えあう地域社会をめざしていきます。

- 介護予防・日常生活総合支援事業の推進
- 生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)の配置
- 地域ケア会議の推進
- 家族介護者への支援の充実
- 地域みまもりサポート制度の構築
- 防火・防災・防犯対策の推進
- 住まいや暮らしの環境に関する安全・安心の確保



〔２〕地域福祉関係機関との連携体制

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が続けられるようにするため、地域包括支援センターを中心として地域包括ケア体制の充実に努めてきましたが、今後も市社協や民生委員・児童委員、各種ボランティア団体とも連携を深めながら、地域に根ざした包括ケア体制の一層の充実を図ります。

- 市社協との連携
- 民生委員・児童委員との連携
- ボランティアとの連携

地区社協のとりくみの一例

- ・ 災害時の避難行動などにおいて支援が必要な方への対応などの課題に対し、つながりを大切にするサロン活動を実施。
- ・ 高齢者の見守りを目的としたお弁当を配達する活動を実施。



〔３〕地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターを地域包括ケアシステム構築の中核と位置づけ、高齢者の多様なニーズに対応するため、地域包括支援センターが保健・医療・福祉・介護の各サービスを適切に調整し、つなげる役割を果たす地域支援力を発揮できるよう一層の機能強化を図っていきます。

また、地域包括支援センターと地域の関係機関・団体などの間のネットワークの強化を図り、地域住民による互助・共助のとりくみとあわせ、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者などの要配慮者に対する支援機能の一層の充実を図るとともに、今後の国の動きや各圏域の高齢者の状況を踏まえ、よりきめ細やかな対応ができるよう、地域包括支援センターの設置数や運営方法などについて検討していきます。

- ネットワークの推進とコーディネート力の向上
- 地域包括支援センター職員の資質向上

〔４〕在宅医療・介護連携の推進

医療と介護の支援を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携し、包括的かつ継続的な在宅医療・介護サービスを提供していくことができるよう、関係機関の連携体制を強化し、とりくみを推進します。入院時、退院時における医療・介護連携に係る介護報酬上の加算の取得率を把握し、評価につなげます。

- 在宅医療・介護に関する相談体制
- 関係機関と連携した在宅療養生活の体制整備



〔5〕認知症施策の充実

認知症の人が、住み慣れた地域で尊厳を保ちながら穏やかな生活を送り、家族も安心して社会生活を送ることができるよう、地域における支援体制の強化・充実を図ります。

認知症総合支援に係る、具体的な計画を定め、毎年度その進捗状況について評価します。

- 認知症に関する理解促進
- 認知症の人と家族への支援
- 認知症の早期発見・早期対応のための体制の推進



推進施策3 高齢者の尊厳への配慮と権利擁護の推進

〔1〕高齢者虐待防止へのとりくみの推進

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）の趣旨を踏まえ、市民へ的高齢者虐待の理解促進のための啓発を推進します。

また、地域の関係機関・団体と連携したネットワークを強化し、虐待防止をはじめ、地域で気軽に相談できる窓口の設置など、虐待の早期発見・早期対応ができる体制を強化します。

- 高齢者虐待防止ネットワークの推進
- 虐待防止のための啓発の推進
- 施設における虐待の防止



〔2〕高齢者の権利擁護の推進

認知症や精神障害などにより判断能力に不安のある高齢者の権利を守るとりくみを推進します。

- 判断能力が低下した高齢者などへの権利擁護のとりくみ
- 生活困難な高齢者に対する支援
- 消費者被害防止対策の推進
- 権利擁護センターの設置



推進施策4 適切な介護サービスの提供と質の向上

〔1〕介護保険サービスの充実

住み慣れた地域でいつまでも生活を続けられるよう、高齢者の実態やニーズを踏まえた上で、在宅生活を支えるサービスを中心に整備をすすめます。

とくに、医療的なケアが必要な人や、認知症の人に適切なサービスが提供されるよう、居宅サービスと地域密着型サービスの提供体制の充実を図ります。

- 居宅サービスの充実
- 施設・居住系サービスの提供体制の確保
- 地域密着型サービスの充実



〔2〕サービスの質向上に向けたとりくみ

介護保険制度が利用者本位の制度であることを前提に、サービスの制度周知を図るとともに、利用者が安心してサービスを利用できるよう、介護サービスの質の向上にとりくみます。

- 介護サービス事業者に対する指導・助言などの実施
- 介護サービスに関する苦情・相談体制の充実
- 介護従事者の育成・定着のための支援

〔3〕介護保険制度の円滑な運営のための仕組みの充実

介護保険サービスの提供にあたっては、利用者の権利を尊重した適正な実施に努め、介護保険制度に対し、市民から信頼や安心感を得られるよう制度運営に努めます。

また、団塊の世代が高齢期に入ったことで要介護認定者がさらに増加し、介護保険給付費の増大、ひいては介護保険料の上昇が見込まれることから、持続的な制度の維持・運営を図るとともに、介護保険財政の健全かつ安定的な運営を維持するため、国並びに奈良県に対し必要な支援を講じるよう、引き続き要望や働きかけに努めます。

- 介護給付適正化の推進
- 低所得者などへの対策の推進
- 介護サービスの普及啓発の充実



介護保険保険料

介護保険料額（第7期）

基準月額：5,844円

区分		基準額に 対する割合	軽減後の 割合	第7期 介護保険料額
第1段階	・生活保護を受けている方 ・世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金を受けている方	0.50	0.45	31,600円
	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の方			
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	0.70		49,100円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、第1段階・第2段階に該当しない方	0.70		49,100円
第4段階	本人が市町村民税非課税で、公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の方（同一世帯に課税されている方がいる）	0.90		63,100円
第5段階	本人が市町村民税非課税で、第4段階に該当しない方（同一世帯に課税されている方がいる）	1.00		70,100円
第6段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方	1.15		80,600円
第7段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が200万円未満の方	1.25		87,700円
第8段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が300万円未満の方	1.50		105,200円
第9段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が400万円未満の方	1.70		119,200円
第10段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が600万円未満の方	1.80		126,200円
第11段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が800万円未満の方	1.90		133,200円
第12段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が1,000万円未満の方	2.10		147,300円
第13段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上の方	2.30		161,300円

（注1）国民年金制度が創設された時点で、すでに高齢になられていた方などに支給されている年金で、老齢基礎年金等とは異なります。

（注2）老齢・退職年金等の課税年金収入額であり、障害年金・遺族年金等の非課税年金収入額は含みません。

（注3）地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額です。所得金額は、所得の種類に応じてそれぞれ前年中（1月～12月）の収入金額から、その収入を得るために要した経費などを差し引いて算出され、医療費控除や扶養控除、社会保険料控除などの所得控除をする前の金額です。また、株式等の譲渡損失などの繰越控除を受けている場合は繰越控除前の金額、土地や建物などの譲渡所得については特別控除後の金額となります。なお、提出された確定申告書などの申告書に株式等の譲渡所得に係る記載がある場合には、株式等の譲渡所得は合計所得金額に含みます。

（注4）市町村民税の均等割のみの課税を含みます。

（注5）第1段階の高齢者に対する負担軽減を図る為、公費により負担割合を0.05引き下げています。

介護予防は社会参加から

平成12（2000）年に始まった介護保険制度ですが、高齢者人口も要介護認定者数も増大する状況の中、介護サービスを必要とする高齢者とその家族に十分なサービスが届けられることと保険制度の持続とを両立させていくことが重要になってまいります。

介護予防 = 社会参加

市民一人ひとりが健康で安心して暮らせるための環境と条件を整えていくことが何より重要です。市民の社会的健康・人間関係の健康を確保し社会参加を促進することや身近な他者との交流を広げることが、意欲の創造や生きがいのある日々の実現の基本的な条件です。社会参加の促進が身体的・精神的な健康寿命を伸ばすことにつながります。

安心してサービスを受けられる地域包括ケアシステムの実現

住み慣れた地域で安心して住み続けることができること、介護サービスを必要とするようになった場合には医療・介護・福祉を一体的に提供されること、これらは誰にとっても大事な願いです。

地域包括支援センターや医療機関、福祉事業者、地域の福祉団体、地域の住民組織などが連携し協働して、介護を必要とする人びとを見逃さず、適切な社会資源・サービスにつないでいくための地域包括ケアシステムづくりが急務です。

「他人事ではなく」という市民意識の醸成を

市民参加の促進と困っている人びとを見逃さない地域づくりが今後の介護保険制度の持続可能性に大きくかかわっています。要介護高齢者をかかえる家族を見守り孤立させることのない地域づくり、介護問題を他人事にしないまちづくりもまた介護保障を実現していくための大事な条件の一つです。

誰もが老いてもなお安心できる体制づくりは、行政、専門機関・専門職だけではなく、市民の参加と協力とを交えてこそ実現できることです。

団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり、介護・医療費などの社会保障費の急増が懸念される、いわゆる「2025年問題」に対応するため、市民のみなさんと行政が力を合わせていかなければなりませんので、ご理解・ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

奈良市高齢者保健福祉推進協議会

奈良市老人福祉計画及び第7期介護保険事業計画
(奈良市地域包括ケアシステム推進計画)

概要版

平成30年(2018年)3月

発行／奈良市 福祉部

福祉政策課 長寿福祉課 介護福祉課

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号